

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に 関する意見書（案）

令和7年 月

大阪府指定出資法人評価等審議会

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書

目 次

1	はじめに	1 頁
2	役員報酬水準等について	2 頁
3	再点検結果について	2 頁
4	その他	6 頁

【参考資料】

・ 外郭団体の役員報酬等に関する都道府県等調査結果	8 頁
・ 独立行政法人及び特殊法人等の役員報酬等の状況	9 頁
・ 民間企業の状況	10 頁
・ 指定出資法人役員公募に係る調査結果	11 頁
・ 委員名簿	12 頁

1 はじめに

大阪府では、指定出資法人の府退職者の役員に対する退職金の廃止や役員報酬の見直し、退職勧奨の廃止など府退職者の再就職にあたっての透明性の向上に向けた取組みを進めている。

府退職者の常勤役員の役員報酬制度については、令和4年11月に当審議会において意見書を取りまとめ、報酬基準の見直しが行われたところである。その際、役員報酬については、社会経済情勢の変化にも対応していくために、3年程度を目安として定期的に見直すこととしており、前回の見直しから概ね3年が経過したことから、本年度、14法人、23ポストの再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和7年9月19日）

・大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

第2回（令和7年10月1日）

・大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第3回（令和7年10月10日）

・大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第4回（令和7年10月16日）

・大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第5回（令和7年10月23日）

・大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について

第6回（令和7年11月5日）

・大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）とりまとめについて

2 役員報酬水準等について

近年、大きな変動がなかった民間企業の従業員給与について人材確保等を目的とした大幅な賃上げが行われたことにより、今後、現在の報酬水準では指定出資法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがあるため、令和5年度及び令和6年度に、報酬水準の点検を行い、民間給与の上昇率を基に見直しを行った。

今年度の点検を行うにあたり、改めて、都道府県等の外郭団体の退職者役員、独立行政法人・特殊法人等、民間企業の従業員や役員報酬データを参考にしながら、報酬水準や代表者と専務・常務クラスの差の適否についての検討を行ったところ、報酬水準については、引き続き民間企業の従業員給与の賃上げが進むことが予想されることから、令和5年度と令和6年度と同様、民間給与の上昇率等を基に、780万円～1,130万円の範囲にて見直すことについて、一定の妥当性があると考えます。

代表者と専務・常務クラスとの差については、前回の点検時と比べ、特に大きな変化は認められないことから、従来どおりとする。

3 再点検結果について

(1) 評価の視点

各法人の役員報酬を点検するにあたっては前回と同様、次の3つの視点に基づき、役員の職務・職責等を評価することにより、あるべき報酬水準を導き出すこととした。

① 役員としての日々の職務内容について

役員としての日常の職務における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断。

② 役員としての重要課題、ミッションについて

府の財政再建プログラム(案)、財政構造改革プラン(案)、行財政改革推進プラン(案)、及び大阪府行政経営の取組みにおける法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営上の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断。

③ 役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて

府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたっても府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断。

（２）評価点数について

前回の点検時において、より職務・職責等の変化を的確に反映した評価となるよう、評価点数を１点から４点の１点単位で変動する４段階区分での評価から、０．５点単位で変動する７段階の区分に見直しを行ったところである。

今年度の点検にあたっては、前回の点検時と同様、７段階区分による評価点数による評価とすることが妥当であるとする。

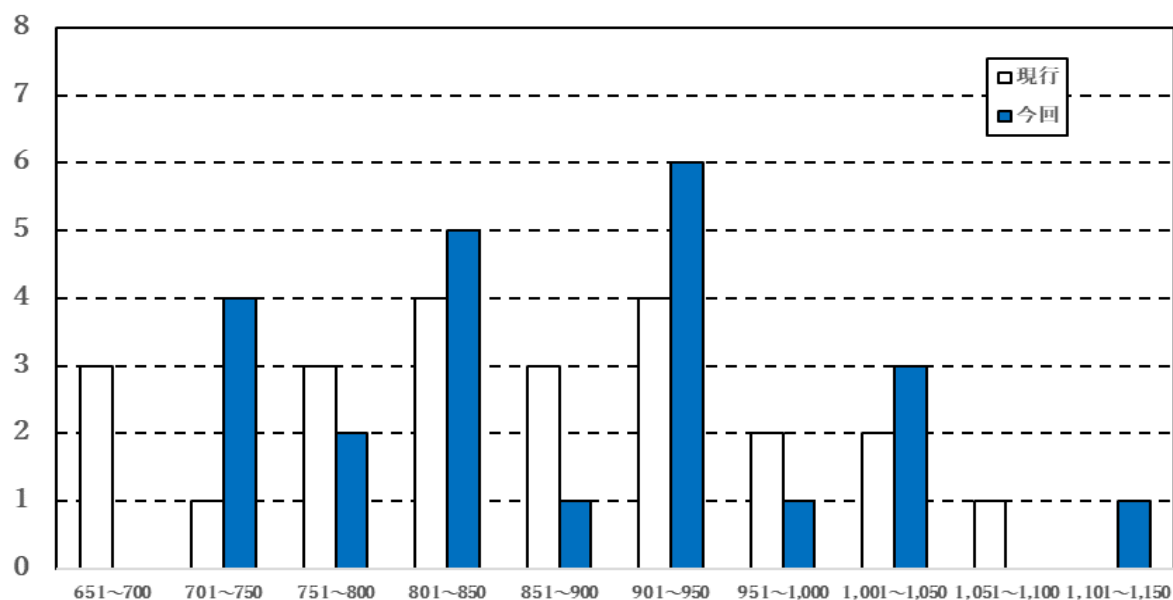
（３）再点検結果

基本的には、前回の評価結果を基準とし、その後３年間で評価の視点ごとにどのような状況の変遷があったかについて、点検を実施した。

課題の解消状況や斟酌すべき新たな課題の有無等の変化について点検し、評価を決定したところであるが、府の施策方針による法人が担うミッション・課題の増大度合いや、役員が担う職務の難易度、管理スパン等が大きな判断要素となった。こうした点に法人役員として経営判断の自由度（経営判断が経営に及ぼす影響の大きさ）、法人経営にあたり役員が潜在的に抱えるリスクの度合い等の変化を踏まえ、総合的に判断を行った。その結果については、以下のとおりである。

【現行制度（令和６年度）と今回見直し後の報酬分布】

（人）



（万円）